



苫小牧市

学 校教育推進計画(案)

2023-2027

令和5年4月

苫小牧市教育委員会

目 次

1 苫小牧市学校教育推進計画の策定について

計画の目的、位置づけ	1
計画期間、点検・評価	2
目指す子ども像と基本方針	3
計画の体系	4

2 各施策

基本方針1 社会で生きる学びの推進

施策1 確かな学力の育成	6
施策2 これからの時代に求められる資質・能力の育成	8
施策3 多様な価値を尊重する豊かな心の育成	10
施策4 体力向上・健康教育の充実	12
施策5 特別支援教育の充実	14

基本方針2 学校・家庭・地域の思いをつむぐ体制の確立

施策6 学校段階間の連携・接続の推進	16
施策7 不登校児童生徒への支援の取組の充実	18
施策8 学校と地域の連携・協働の推進	20
施策9 学びのセーフティネットの構築	22
施策10 教育環境・学校施設・設備の充実	24

苫小牧市学校教育推進計画（2023-2027）

～生きてはたらく力を身に付けた15歳の苫小牧っ子～

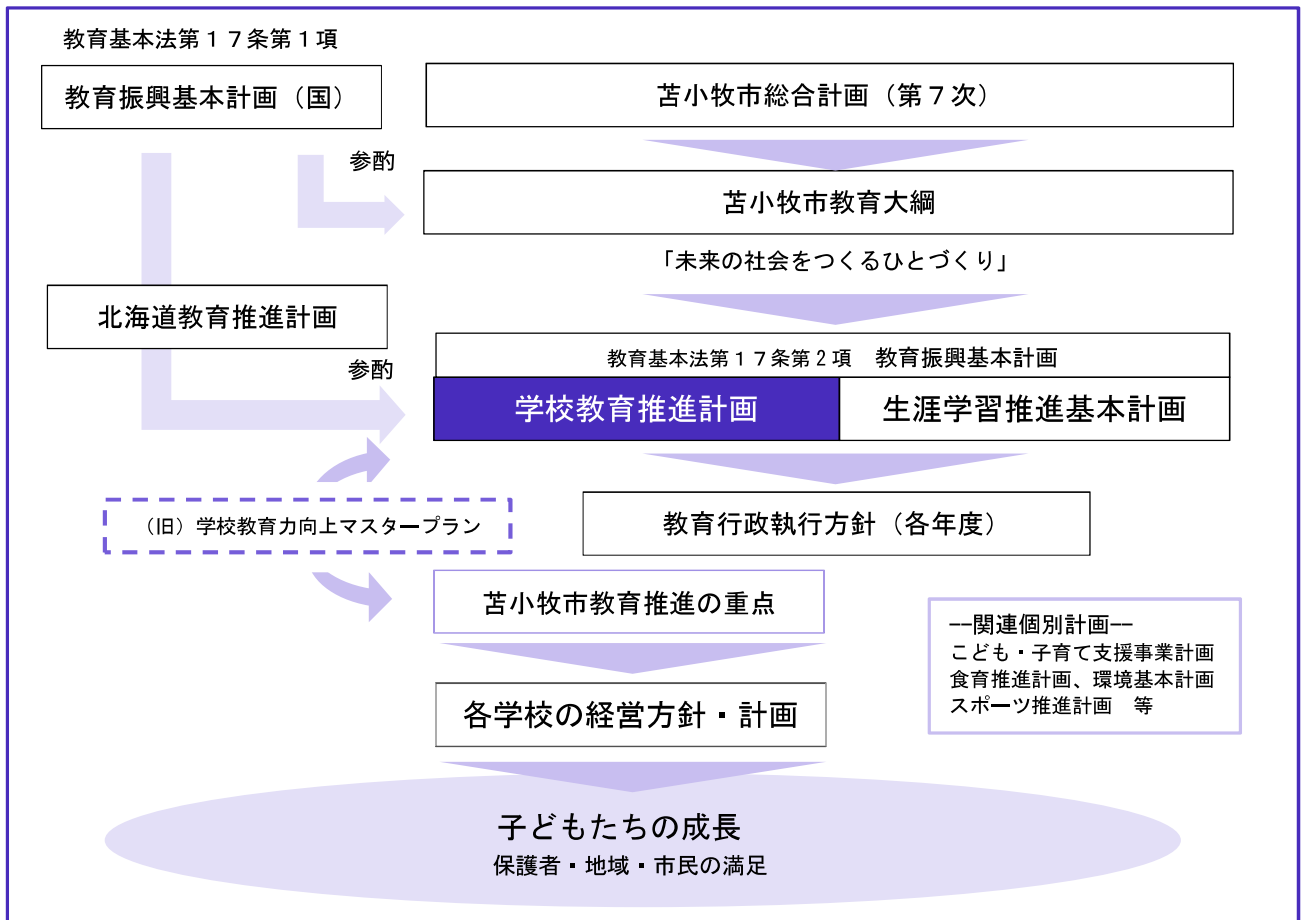
■目的

「苫小牧市学校教育推進計画」は、苫小牧市教育大綱に掲げる「未来の社会をつくるひとづくり」の基本理念に基づき、学校教育を取り巻く社会情勢の変化とそれに伴い生じる様々な課題に対応した施策を計画的に推進するために策定するもので、子どもたちが多様な人々と協働しながら、持続可能な社会、郷土苫小牧の未来の担い手として成長するために、魅力ある学校づくりや学びの機会の保障など、義務教育をさらに充実させる具体的な取組を示した計画です。

■位置づけ

本計画は、本市教育の基本計画のうち、学校教育分野にかかる計画であり、本計画及び「第6次生涯学習推進基本計画」をもって教育基本法第17条第2項の「地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置づけます。

「苫小牧市総合計画」を基本に、教育の理念や方針を定めた「苫小牧市教育大綱」を踏まえた学校教育分野の計画として、これまで単年度で策定していた「学校教育力向上マスタープラン」に替えて、国の教育振興基本計画や北海道教育推進計画を参酌し、新たに策定するものです。



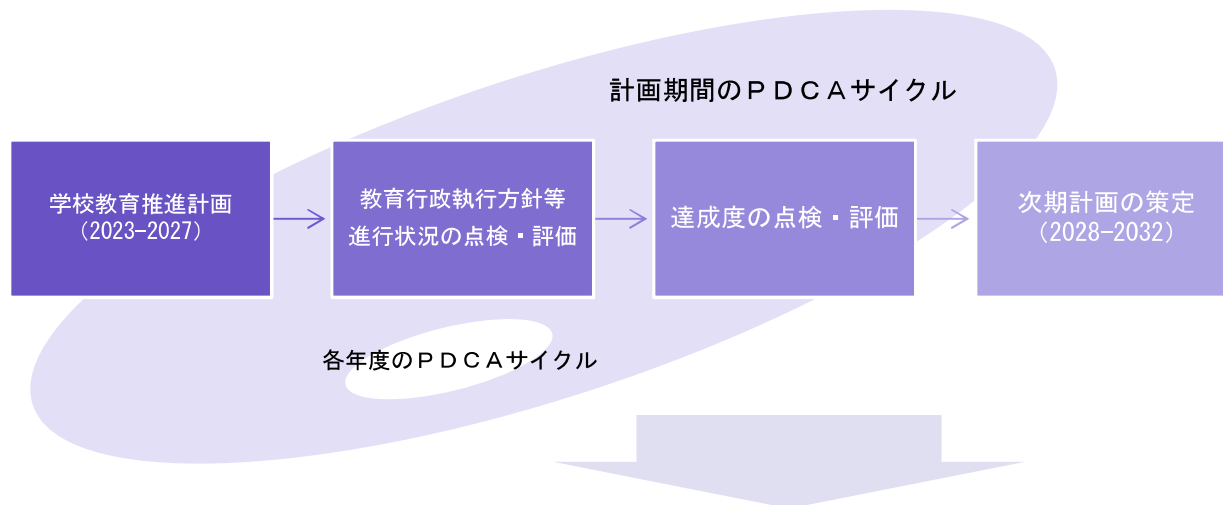
■ 計画期間

計画の期間は「苫小牧市総合計画」、「苫小牧市教育大綱」と同じ5年間とし、本計画及び「生涯学習推進基本計画」に基づき、各年度の教育行政執行方針を策定して具体的な取組を実施します。



■ 点検・評価

施策の進行状況を点検・評価し、次年度の教育行政執行方針に反映することで施策を推進します。計画の最終年度（令和9年度）には、「苫小牧市総合計画」の指標となる義務教育における市民の満足度やそれぞれの指標の達成度を踏まえて次期計画を策定します。



苫小牧市総合計画における学校教育の指標「市民の満足度」

指 標	H28	R4(R3)	目標値(R9)
「小学校・中学校において充実した教育が受けられること」への市民満足度 (%)	67.8	66.5	70.0

■ 目指す子ども像と基本方針

「未来の社会をつくる」ため、持っている知識・技能・情報を生かしはたらかせ、グローバルな視野で多様な価値観を持つ人々とコミュニケーションを図りながら、地域社会の創造、発展に貢献していくことが必要とされています。

以上を踏まえ、本計画の「目指す子ども像」と柱となる2つの基本方針を設定し、学校教育の推進に取り組みます。

苦小牧市の目指す子ども像

小中学校9年間の確かな成長を目指して
～生きてはたらく力を身に付けた15歳の苦小牧っ子～

<生きてはたらく力>

- よりよく生きようと、思考し、判断し、実践する力
- 身に付けた力を場に応じて活用できる力

施策の柱（基本方針）

1 社会で生きる学びの推進

- 苦小牧を将来にわたって、持続的に発展させるために、全ての子どもたちが、生きてはたらく力を身に付ける学びの場をつくりま
- そのために、確かな学力、これからの時代に求められる資質・能力、豊かな心と健やかな体を着実に育みます。

2 学校・家庭・地域の 思いをつむぐ体制の確立

- 豊かな自然と大きな可能性に満ちたふるさとでの未来の社会をつくるため、学校・家庭・地域の思いをつむぎ連携・協働します。
- そのために、学校段階間の連携・接続及び学校と地域の連携・協働を推進するとともに、不登校児童生徒への支援や教育環境・学校施設・設備の充実に努めます。

■計画の体系

本市の目指す基本理念「未来の社会をつくるひとづくり」の理念を実現するため、「社会で生きる学びの推進」と「学校・家庭・地域の思いをつむぐ体制の確立」を柱に10の施策項目を設定します。

学校教育推進計画 「生きてはたらく力を身に付けた15歳の苫小牧っ子」

方針1 社会で生きる学びの推進

- 1 確かな学力の育成
- 2 これからの時代に求められる資質・能力の育成
- 3 多様な価値を尊重する豊かな心の育成
- 4 体力向上・健康教育の充実
- 5 特別支援教育の充実

方針2 学校・家庭・地域の思いをつむぐ体制の確立

- 6 学校段階間の連携・接続の推進
- 7 不登校児童生徒への支援の取組の充実
- 8 学校と地域の連携・協働の推進
- 9 学びのセーフティネットの構築
- 10 教育環境・学校施設・設備の充実

【ICTの活用】



「学校教育の情報化の推進に関する法律」(2019)に基づく本市の「学校教育情報化推進計画」として位置づけ、国の基本方針に合わせたICT活用の取組を実施します。

- ・ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- ・教職員のICTの活用指導力の向上と人材の確保
- ・ICTを活用するための環境の整備
- ・ICT推進体制の整備と校務の改善



【SDGs、ESDの推進】



持続可能な快適都市の実現と、豊かな自然と調和した環境を次世代の子どもたちに引き継いでいくために、子どもたちが地球規模の様々な問題を身近な地域の問題と合わせて「考え、行動し、未来の苫小牧をつくる力」を身に付ける取組を各施策で横断的に実施します。

- ・地域・企業と連携した体験的な学習活動や副読本を活用した環境教育の推進
- ・環境負荷の低減に資する施設の整備と各校における環境計画の推進
- ・共生社会の実現に向けた学びの充実

各 施 策

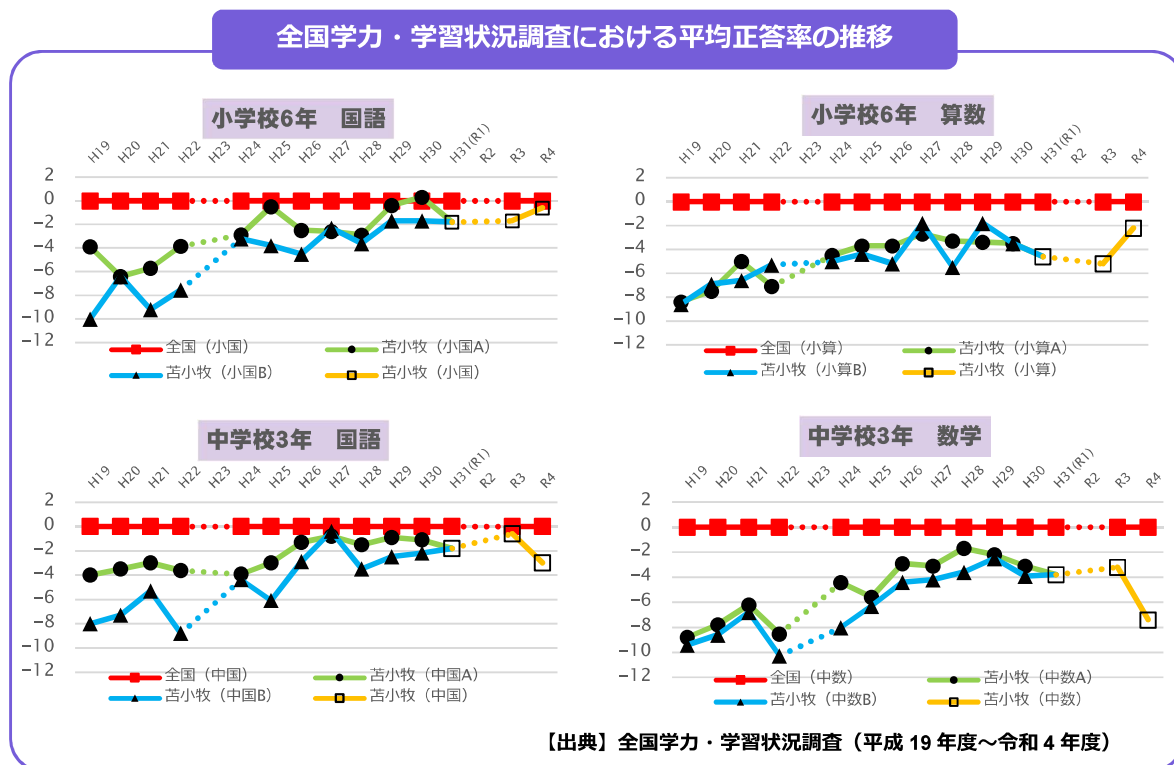
施策 1

確かな学力の育成

■ 現状と課題

本市の小中学校における共通取組事項である「焦点化・イメージ化・視覚化」を目指した探究型の授業改善が進み、児童生徒が主体的に進める学習活動が定着してきています。

本市の児童生徒の学力は、全国学力・学習状況調査の結果において全体的に全国平均に近づく傾向があるものの、基礎的・基本的な知識・技能を活用し、課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力の習得について課題があり、特に算数・数学については、改善が必要な状況にあると捉えています。



■ 今後の方向性・ねらい

- 1 全国学力・学習状況調査の結果を系統的に分析し、学力向上に向けた教育活動の検証と改善に本市のすべての教職員が一体となって取り組みます。
- 2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるために、本市での共通取組事項に基づきながら新しい時代に必要となる、資質・能力を育成します。
- 3 規則正しい生活を送ることにより学習意欲の向上を図るため、子どもの望ましい生活習慣、読書習慣、学習習慣の定着に向けた取組を家庭・地域と連携し促進します。


■具体的な取組


1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- (1) 確かな学力を育むための授業改善
 - ・授業改善に係る市内共通取組事項の周知・徹底及び評価・改善
 - ・市教育研究所研究委員会による調査・研究・研修事業の推進
 - ・教員向けの実践的研修会の開催や『授業改善L e a f』による各種資料提供
- (2) 実践研究指定校の実践と教職員への研修
 - ・実践研究指定校を指定し、授業改善を中心とした研修を実践
 - ・教育先進地への視察及び視察内容を市内外に発信

2 学力向上に向けた検証改善サイクルの確立

- (1) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図る検証改善（P D C A※1）サイクルの充実
 - ・各学校段階や学校段階間において育成を目指す資質・能力を明確にし、小中9年間を見通した検証改善サイクルの確立を推進
 - ・調査結果の分析に基づく研修会や指導主事の指導助言等により、各学校が学力向上に向けた教育活動の検証と改善を組織的に実践
- (2) 家庭学習の取組
 - ・家庭と学校をつなぐ情報紙『ほ一む&すくーる』等による資料の配付や、苫小牧市P T A連合会等の研修会の開催による子どもの生活習慣に対する保護者等の意識の向上
 - ・中学校区での発達の段階に応じた連携した取組の促進
 - ・「親子読書」強調月間の設定と家庭での読書習慣の確立

 クラウドを活用した情報共有ネットワークの構築による学校間の一層の交流

 『苫小牧市I C T活用ハンドブック』を踏まえた教職員の活用力の向上とI C T支援員の拡充により技術的なサポートの充実を図る

I C T活用の推進

■推進指標

指 標		R 4	目標値
全国学力・学習状況調査の平均正答率が全国以上の教科数（教科）	小学校	0	2
	中学校	0	2
「話し合う活動を通じ、自分の考えを深めることなどができている」という質問に対し肯定的な回答をした児童生徒の割合（％）	小学校	82.6	85
	中学校	79.5	85
「授業以外に1日1時間以上勉強する」と回答した児童生徒の割合（％）	小学校	64.6	85
	中学校	65.5	85
「学校の授業時間以外に、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対し「10分以上」と回答した児童生徒の割合（％）	小学校	57.3	85
	中学校	51.4	85
習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫を「よく行った」と回答した学校の割合（％）	小学校	47.8	100
	中学校	20.0	100

語句解説

※1 P D C A：物事を「計画（P l a n）」、「実施（D o）」、「評価（C h e c k）」、「改善（A c t i o n）」というサイクルで実行すること。

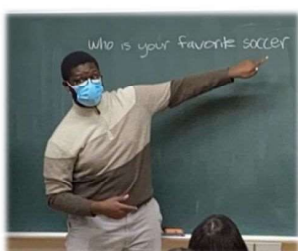
施策 2

これからの時代に求められる資質・能力の育成

■現状と課題

Society5.0※1 時代においては、子どもたちが、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、ICT機器を身近なツールとして活用して学ぶことで、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められています。本市も令和3年度から1人1台の端末を全小中学校に整備し、今後さらに効果的なICTの活用が課題となっています。

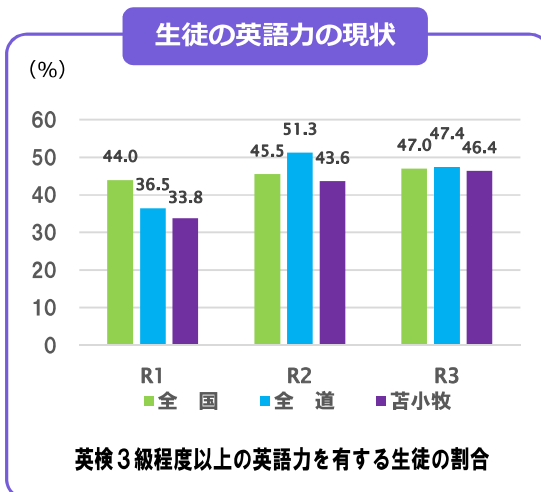
また、文化や考え方の多様性を理解し、協働してい



ALTを活用した外国語の授業

く力や「持続可能な開発目標（SDGs※2）」を踏まえた社会につなげていく力など、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力を育成することが重要です。本市の生徒の英語力については、

中学校卒業段階で英検3級程度以上の英語力を有する生徒の割合が、全国平均を下回っている現状にあります。



■今後の方向性・ねらい

- 1 学習指導要領において位置づけられた情報活用能力の育成に向けて、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図り、各学校におけるカリキュラム・マネジメント※3の充実を図ります。
- 2 各教員が教科等の指導において効果的にICTを活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実した授業を実施するなどにより、教員のICT活用指導力の向上を図ります。
- 3 小学校段階から系統的な英語教育を進め、中学校卒業段階において基本的なコミュニケーションができる程度の英語力を育成する取組を推進します。
- 4 積極的なICTの活用により、SDGs達成への鍵である持続可能な開発のための教育(ESD※4)における協働的な学びを充実させ、必要な能力・態度を育成する取組を推進します。




ICTを活用した授業


■具体的な取組

1 個別最適で協働的な学びの実現（ICTの活用促進）

- (1) 児童生徒の情報活用能力の育成
 - ・学校における先進事例を収集し各学校に普及
 - ・児童生徒や教職員、保護者を対象とした情報モラルに関する指導資料を作成・周知
- (2) 教員のICTの効果的な活用に向けた取組の充実
 - ・ICT活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた各種研修の充実
 - ・遠隔地との交流や国際交流等のICTを活用した体験活動の充実



ICT機器やインターネットを活用した授業改善の推進と異文化理解の場の創出



プログラミング的思考を育成するICT機器の活用

ICT活用の推進

2 外国語教育の充実と国際理解教育の推進

- (1) 外国語教育の充実
 - ・小中学校における4技能5領域※5のバランスのとれた英語力の育成に向けた授業改善の推進
 - ・「CAN-DOリスト※6」の共有や学習到達目標の達成状況の把握による指導や評価の改善・充実
- (2) 異文化交流や多様な価値観に触れる機会の創出
 - ・ALT（外国語指導助手）や外国人材等を活用した、他国の文化や考え方を理解する取組の推進

■推進指標

指 標	R 4	目標値
ICT機器を活用した授業が「ほぼ毎日」行われたと回答した小中学校の児童生徒の割合（％）	15.7	85
児童生徒同士がやりとりする場面では、一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を「ほぼ毎日」使用させていると回答した学校の割合（学校質問紙調査）（％）	7.8	85
話し合う活動を通じ、自分の考えを深めることなどができていると回答した児童生徒の割合（％）	小 82.6	90
	中 79.5	90
「CAN-DOリスト」の学習到達目標の達成状況を把握している学校の割合（％）	84.0 (R3)	100
中学校卒業段階で英検3級以上を取得又は英検3級以上の英語力を有すると思われる生徒の割合（％）	46.4 (R3)	50

語句解説

※1 Society5.0：デジタル革新と多様な人々の創造・想像力の融合によって、社会の問題を解決し価値を創造する社会。

※2 SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

※3 カリキュラム・マネジメント：教育の目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立て、実施状況を評価改善を図るなど、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

※4 ESD：Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）

※5 4技能5領域：英語教育における「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やり取り〕」「話すこと〔発表〕」「書くこと」の技能及び領域。

※6 CAN-DOリスト：英語を使って実際にどのようなことができるようになるのか、その能力を記述したリスト。

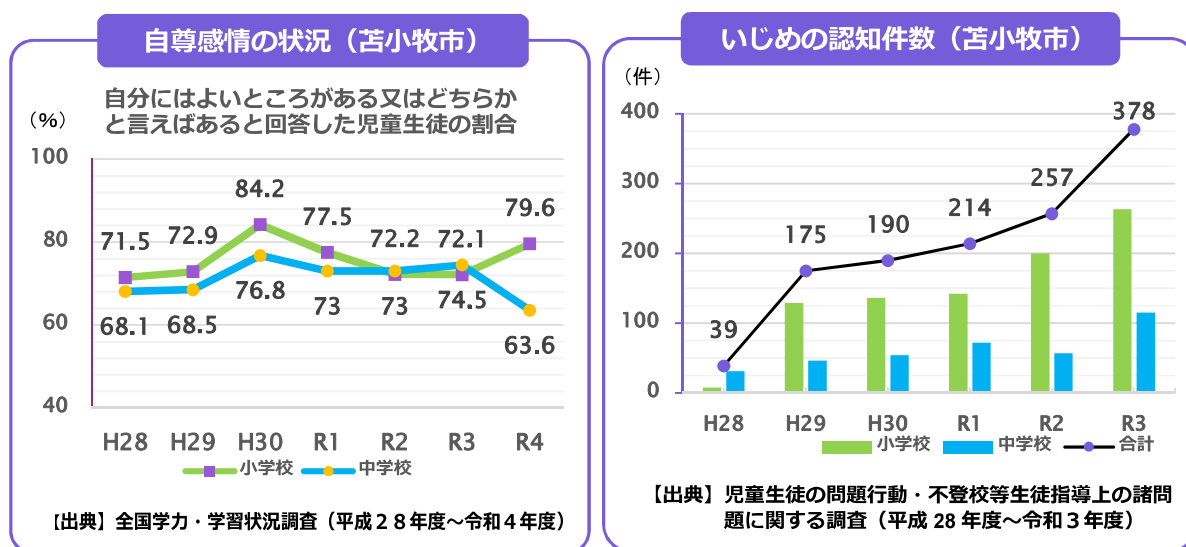
施策 3

多様な価値を尊重する豊かな心の育成

■現状と課題

学校教育活動全体を通じて行う道徳教育では、児童生徒が多様な他者と協力し合い、認め合う中で、他者の役に立つことができる存在である事を実感させたり、教師が児童生徒の成長を積極的に受け止めて、認め、励ますことにより、児童生徒に自らの成長を実感させたりすることが必要です。また、様々な人との関わり合いを通して、人を思いやる心や命を大切にする心など、社会性や豊かな人間性を育むためにも、家庭や地域と一体となって道徳教育の取組を進めていくことが重要です。

さらに、児童生徒の命と心を守るため、家庭、地域、関係機関との連携を一層強め、いじめ根絶の取組を推進するとともに、児童生徒が互いを尊重し合い、主体的に望ましい人間関係を形成し、いじめを許さない態度等を身につけることができるような指導や支援をすることが重要です。



■今後の方向性・ねらい

- 1 教育活動全体を通じて、人間としての生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育を推進します。
- 2 人権や男女共同参画社会に関する正しい知識を深め、自他を尊重する態度を育成する人権教育の取組を推進します。
- 3 学校、家庭、地域、行政の連携を一層強め、いじめの早期発見・早期対応に向けた生徒指導体制の充実を図り、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを、全ての学校で推進します。
- 4 全ての子どもたちが、「いじめは絶対に許さない」という意識を持ち、望ましい人間関係を構築するなど、主体的ないじめの未然防止に向けた取組の充実を図ります。

■具体的な取組

1 道徳教育の推進・人権教育の充実・ジェンダー平等

- (1) 学校の教育活動全体を通じた組織的・計画的な道徳教育の推進
 - ・校長の方針の下、全教職員が協力した道徳教育の推進体制の確立
 - ・道徳科を要とした道徳教育におけるカリキュラム・マネジメントの充実
- (2) 道徳科の授業改善の取組の推進
 - ・自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己や人間としての生き方についての考えを深めるなど、指導方法や評価方法の工夫・改善に向けた校内研修の充実
 - ・地域人材を有効に活用した「こころの授業」の実施に向けた支援
- (3) ジェンダー平等を通しての人権教育の充実
 - ・子どもたちの発達の段階に応じた、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生の実現に向けた人権教育の展開
 - ・男女混合名簿の活用等を通じた、男女平等参画社会実現に向けての新しい環境づくりの推進

I C T を効果的に活用した道徳科の授業改善への支援

外部講師等を活用した情報モラル教育の促進

I C T を活用したいじめ等の相談窓口の利用促進

I C T 活用の推進

2 いじめ防止の取組の充実

- (1) いじめの未然防止の促進
 - ・児童会や生徒会活動での主体的ないじめ防止に取り組む活動の推進
 - ・いじめ根絶に向けた取組状況を交流する「苫小牧市いじめ問題子どもサミット」の開催
- (2) いじめの早期発見・早期対応に向けた生徒指導体制の充実
 - ・児童生徒間の「からかい」や「嫌がらせ」なども含め、いじめを積極的に認知し、その解決に向けた学校いじめ対策組織による早期発見・早期対応の徹底
 - ・教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等との連携強化によるいじめ対策組織の強化
 - ・児童生徒が相談しやすい校内体制の整備や相談窓口の周知

■推進指標

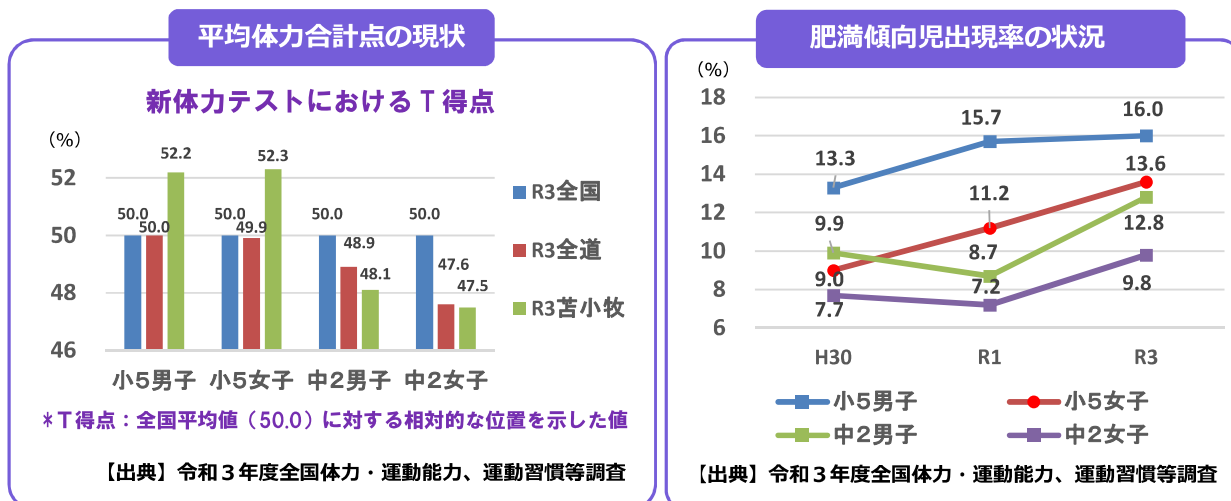
指 標	R 4	目標値	
「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合 (%)	小学校	79.6	85
	中学校	63.6	85
「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う」児童生徒の割合 (%)	小学校	73.9	85
	中学校	70.0	85
「道徳の授業で、自分の考えを深めたり、話し合ったりする活動に取り組んでいる」児童生徒の割合 (%)	小学校	84.8	90
	中学校	89.9	90
男女混合名簿を活用している学校数 (校/全 37 校)	10	37	
「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」児童生徒の割合 (%)	小学校	97.7	100
	中学校	97.2	100

施策 4 体力向上・健康教育の充実

■現状と課題

全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、本市の児童生徒は、発達の段階に応じて体力合計点が低くなることや一週間の総運動時間が短いこと、学習以外のスクリーンタイム（一日あたりのテレビやスマートフォン、ゲーム機器等による映像の視聴時間）が長くなっていることなどが課題と考えられます。このため、体育・保健体育の授業やそれ以外の時間で運動に親しむことができる環境を整備するなど、継続的な取組を通じて、生涯にわたって心身の健康を保持し豊かな生活を送るための体力や運動習慣の定着を図ることが重要です。

また、子どもたちの健康については、社会環境の変化により、生活習慣及び食習慣の乱れ等に起因する肥満や生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題がみられており、学校・家庭・地域が連携・協働して、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行うことができる力を子どもたち一人一人に育むことが必要です。



■今後の方向性・ねらい

- 1 全ての子どもたちが発達段階に応じた体力・運動能力の向上に向けた個人目標をもち、いつでもどこでも楽しく運動できる機会を提供することを通して、運動習慣の定着を図ります。
- 2 全ての学校において、ICTを効果的に活用した体育・保健体育の授業を展開するなど、自ら進んで運動に親しむ資質・能力を育成することができる体育・保健体育授業を実践します。
- 3 望ましい生活習慣・食習慣の定着など、生涯にわたって心身共に健康な生活を送るための資質・能力（健康リテラシー※1等）の育成を図ります。

語句解説

※1 健康リテラシー：健康に関する情報を入手し、理解し、評価して活用するための能力。

※2 新体力テスト：握力・50m走・ソフトボール投げなど8項目を実施し、自己の体力・運動能力の現状を把握するテスト。

■具体的な取組

1 学校における体力・運動能力向上の取組の推進

(1) 運動機会の提供等による運動習慣の定着

- ・新体力テスト※2 の活用による自己の体力の現状を踏まえた体力向上の目標設定の推進
- ・なわとびやリズム体操など、運動の機会の提供



(2) 運動することが好きな子どもたちの育成を目指した体育・保健体育授業の改善・充実

- ・自他の課題を発見・解決したり、自己変容を確認するための協働的な学びやICTの効果的な活用の推進
- ・運動に対する意欲や挑戦心、自己肯定感の育成に向けたきめ細かな指導の充実
- ・体育科・保健体育科教員を対象にした教科指導力の向上に向けた研修会の充実



リズム運動動画の配信などによる運動機会の提供



スマホ等の使用時間抑制など健康面への配慮や生活習慣改善のための周知

ICT活用の推進

2 食育の推進など学校、家庭、地域が連携・協働した生活習慣の確立

(1) 健康・安全・食に関する資質・能力（健康リテラシー等）の育成

- ・健康や食に関わる実態調査などのエビデンスに基づく「学校保健計画」及び「食に関する指導の全体計画」の作成及びPDCAサイクル実施に向けた支援
- ・市健康支援課との連携強化、研修の充実による養護教諭・栄養教諭の指導力の向上

(2) 学校給食を通じた食育の推進

- ・安全安心な学校給食の提供と楽しい給食時間の創出
- ・有機農産物を含む地場産物の活用や食に関する体験等を通じた地域と密着した食育の推進
- ・献立の工夫や残渣のバイオガス発電への再利用など食品ロスの削減を推進

■推進指標

指 標		R 4	目標値
T得点：体力合計点の全国平均値を 50.0 とした場合の苫小牧市の児童生徒の値 (単位)	小学校	52.3 (R3)	50
	中学校	47.8 (R3)	50
体育の授業以外で週に総運動時間が 60 分以上と回答した児童生徒の割合 (%)	小学校	92.7 (R3)	95
	中学校	84.9 (R3)	95
中学校3年生へのアンケートによる学校給食の満足度 (%)		96	100
「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合 (%)	小学校	92.8	100
	中学校	89.9	100
苫小牧市食育推進計画における肥満児童生徒の割合 (%)	小学校	14.3	8.0
	中学校	15.6	10.0
12歳児(中学1年)の一人平均むし歯数(本)		0.79 (R3)	0.6

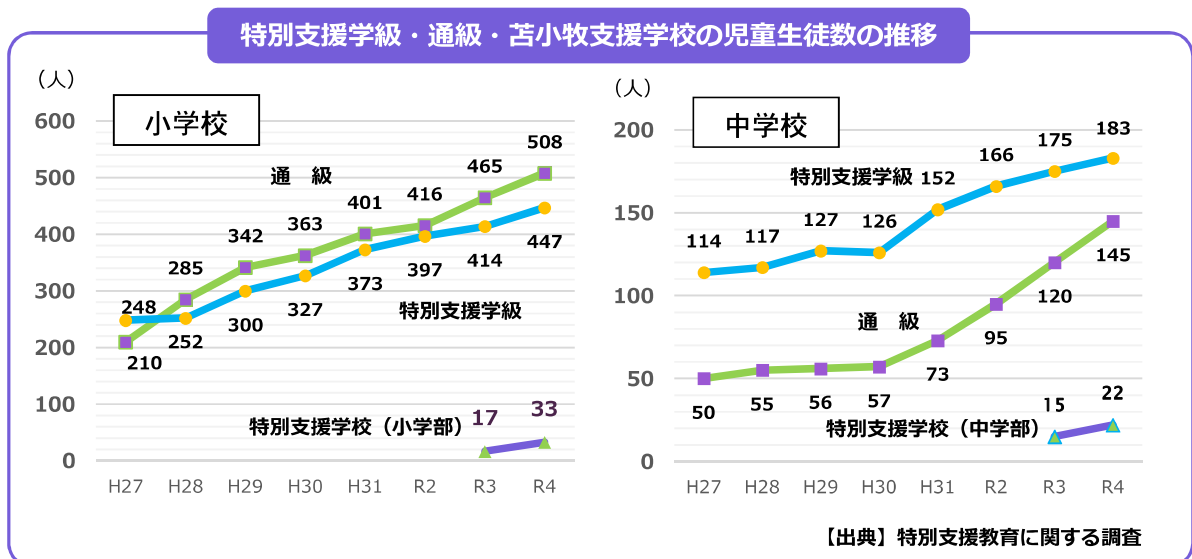
施策 5

特別支援教育の充実

■現状と課題

少子化により全国的に学齢期全体の児童生徒数が減少していますが、特別支援教育に関する理解の高まりや、障がいのある子どもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、本市では通常の学級に在籍しながら通級による指導※₁ を受ける児童生徒及び特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒等の数は増加しています。

これまででも特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導体制は段階的に充実してきていますが、「苫小牧市特別支援教育基本方針」に基づくインクルーシブ教育※₂ の推進に向け、一人一人の教育的ニーズに的確に応えるとともに、可能な限り身近な場所で専門性の高い教育を受けられるよう努めるとともに、バリアフリー※₃ などの教育環境の整備や教育内容の充実を通して共生社会の中で自立して生きる児童生徒の育成が求められています。



■今後の方向性・ねらい

- 1 共生社会の形成に向けて、子どもの障がいの状態等に応じた教育力を高めるとともに、特別支援学校や関係機関と連携を図り、医療的ケア※₄ が必要な子どもなど障がいの状態等に応じた指導の充実を図り、連続性のある多様な学びの場の充実に努めます。
- 2 特別な支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援を受けられるよう、保健、医療、福祉等との効果的な連携体制を構築し、個別の教育支援計画※₅ をもとに一人一人の教育的ニーズに応じた支援体制の整備を推進します。
- 3 全ての教員が障がいの特性の理解の下、一人一人の子どもの実態に応じた指導法などに関し専門性の向上に努めるとともに、各教科等の学習の効果を高めたり、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することができるよう ICT を活用した教育を推進します。


■具体的な取組

1 連続性のある多様な学びの場の整備・連携強化


- (1) 障がいのある子どもの学びの場の充実
 - ・共生社会の形成に向けた「交流及び共同学習」の更なる充実
 - ・多様な学びの場における一人一人の障がいの状態等に応じた指導や支援の充実
- (2) 切れ目のない一貫した指導や支援の充実
 - ・特別支援学校や関係機関との連携によるきめ細かな就学相談等の充実
 - ・個別の教育支援計画を活用した教育、家庭、医療、保健、福祉等の関係機関との連携の促進
 - ・小中学校における医療的ケア実施体制の整備の促進

2 各学校における特別支援教育の充実

- (1) 全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上
 - ・全ての教員を対象とした障がいの特性等に関する研修等による基礎的な知識や指導に関する理解の促進
 - ・個別の教育支援計画や指導計画の作成と活用の促進
 - ・特別支援教育支援員、介添員の配置促進
- (2) 特別支援教育研究委員会を中心とした研修の充実
 - ・市教育研究所研究委員会（特別支援研究委員会）を中心として、特別支援学校やこども通園センターおおぞら園等の関係機関との連携を深め、指導力の向上のため専門的な研修の充実を図る



子どもたち一人一人の障がいの状態等に応じたICTを活用した授業改善の促進



幅広い分野の専門家と連携した研修等による教員のICT活用スキルの向上

ICT活用の推進

■推進指標

指 標	R 4	目標値
通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の指導計画」を作成している割合（％）	65	80
通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の教育支援計画」を作成している割合（％）	8	20
特別支援教育に関する専門研修を受講した教員の割合（特別支援学級担当教員及び通級による指導教員）（％）	46	80
特別支援学校教諭免許状の所有率（特別支援学級担当教員及び通級による指導教員）（％）	46	70

語句解説

- ※1 通級による指導：通常の学級に在籍する障がいのある生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいに応じた特別の指導を「通級教室」といった特別な場で受ける指導形態のこと。
- ※2 インクルーシブ教育：人間の多様性を尊重し、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。
- ※3 バリアフリー：高齢者・障がい者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。
- ※4 医療的ケア：学校や自宅などで日常的に継続して行われる、たんの吸引などの医療行為を指す。
- ※5 個別の教育支援計画：障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携協力を図り、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業まで一貫した適切な指導と必要な支援を行うために教育機関が中心となって作成する支援計画。

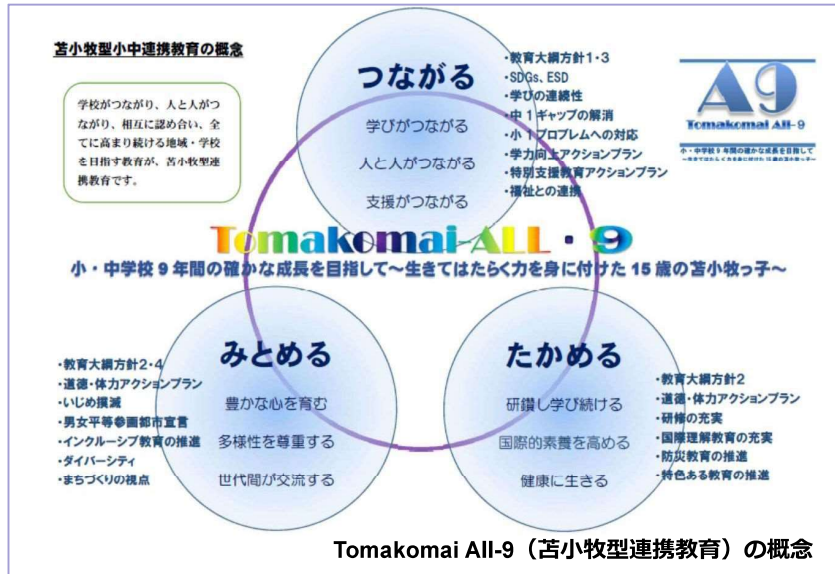
施策 6 学校段階間の連携・接続の推進

■現状と課題

本市では、令和2年度より苫小牧型小中連携教育の基本方針として Tomakomai All-9 ※1 を掲げ、目指す15歳の姿を各中学校区で共有し学びの連続性を大切にしたい取組を推進しています。今後は、一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを重視した学びの連続性をより具現化していく必要があります。

また、幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培い、高等学校等での教育は自己実現に向け専門的な知

識・技能を身につけるそれぞれ重要時期であることから、義務教育の9年間を質の高いものにするためにも、学校段階間の連携・接続を重視した取組が今後一層求められています。



■今後（5年間）の方向性・ねらい

- 1 児童生徒の発達の段階に応じた系統的な教育活動の充実を図るため、Tomakomai All-9 を促進させ、学校段階間の接続を意識した教育課程の編成・実施や指導方法の工夫・改善を図るとともに各段階間の連携を促進します。
- 2 中学校区で教育目標を共有し、共通した取組を位置づけるなど、義務教育9年間を通じた教育課程の編成、実施、評価、改善（PDCAサイクル）を充実させます。
- 3 幼稚園、認定こども園、保育所及び高等学校等と連携・協働し、学びの連続性を重視します。

オンデマンド教材やオンライン協議などによる研修の提供

幼児教育施設や小中学校における課題解決に資する各種情報の発信

ICT活用の推進

■具体的な取組

1 Tomakomai All-9 の促進

- (1) 発達の段階に応じた系統的な教育活動の充実
 - ・中学校区で教育目標を共有するエリア経営会議の開催・充実
 - ・エリアで目指す15歳の姿を具現化するエリア部会の開催・充実
- (2) 中学校区でのカリキュラム連携の促進
 - ・エリアで目指す15歳の姿をつむぐカリキュラムマネジメント
 - ・小中連携研究指定校及び義務教育学校の取組の検証と発信



苫小牧市キャリア・パスポート

2 幼稚園、認定こども園、保育所及び高校等との連携

- (1) 園児の体験入学や児童との交流活動の推進と研修等、教員交流機会の拡充
- (2) 「苫小牧市幼小接続ハンドブック」による幼児教育と小学校教育の接続の強化
 - ・幼稚園、認定こども園、保育所と小学校の効果的な引継ぎの実施
 - ・学びの連続性を重視した就学時健診の実施
- (3) 子どもの実態を踏まえたスタートカリキュラム※2の編成・実施や成長を見通した評価・改善などマネジメントの強化
- (4) 高校等や地域企業と連携したキャリア教育の推進
 - ・主体的に進路選択ができるよう、小・中におけるキャリア・パスポート※3等の活用の促進
 - ・職業体験、社会体験の充実と高校等の特性を理解した進路指導の充実

■推進指標

指標		R 4	目標値
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 (%)	小学校	83.6	85
	中学校	70.1	85
近隣の小中学校と、教育課程に関する共通の取組を「よく行った」と回答した学校の割合 (%)	小学校	17.4	50
	中学校	46.7	50
近隣の小中学校と、教育課程に関する連携した取組を行っているエリア(中学校区)の割合 (%)		68.7 (R3)	100
エリア内の幼稚園等の意見を踏まえてスタートカリキュラムを編成している小学校の割合 (%)		100	100

語句解説

※1 Tomakomai All-9：苫小牧型小中連携教育（苫小牧オールナイン）

中学校区単位で地域が一体となって各種施策に取り組むための義務教育9年間の一貫・連携した教育の仕組。

※2 スタートカリキュラム：入学した児童がスムーズに学校生活に適応できるよう編成した第1学年当初の教育課程。

※3 キャリア・パスポート：児童生徒が自身の変容や成長を自己評価できるように、小学校から高校までのキャリア教育に関する諸活動について、特別活動やホームルーム活動を中心として学習状況を記述したもの。

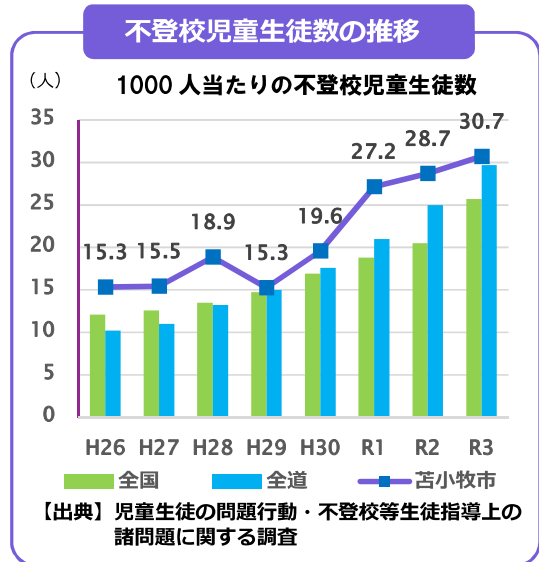
施策7

不登校児童生徒への支援の取組の充実

■現状と課題

これまで本市では、不登校児童生徒を生まないために「不登校対策プラン」を策定し、魅力ある学校づくりを中心に据えた「未然防止」「初期対応」「自立支援」に取り組んできましたが、不登校児童生徒数は、令和3年度は小学校137名、中学校267名、計404名と（1,000人当たり、30.7人）増加の一途をたどっております。

今後は、これまでの取組に加え、学校に登校するという結果のみを目標とせず、社会的自立を目指すための取組も必要とされています。



■今後の方向性・ねらい



すくらむ苫小牧
トータルサポートプラン

- 子ども同士の友好的人間関係や子どもと教員との信頼関係が構築され、安心感と充実感が得られる魅力ある学校づくりを推進します。
- 各学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、教育相談体制の充実を図るとともに、すくらむ苫小牧トータルサポートプラン※1に基づき組織的・計画的な支援の体制整備を促進します。
- 不登校対策支援員の配置による各学校の「未然防止」「初期対応」を強化するほか、教育支援センター※2を拡充し、多様で適切な教育機会の確保に努めます。
- 不登校児童生徒の支援に関する指針※3の適切な運用及び広く周知を行い、不登校児童生徒の社会的な孤立の防止や学習機会の確保に努めます。

語句解説

- ※1 すくらむ苫小牧トータルサポートプラン：教育委員会が不登校問題対策実践事業として、学校、家庭、スクールソーシャルワーカーや教育支援センターなどが連携・協働しながら取組を進めていく組織体制。
- ※2 教育支援センター：不登校児童生徒の教育機会を確保するための公的機関（学校適応指導教室）
- ※3 不登校児童生徒の支援に関する指針：「不登校児童生徒が学校外の公的機関及びフリースクール等民間施設において、相談・指導を受ける場合のガイドライン」及び「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用して学習を行う場合のガイドライン」の2つのガイドラインとそれぞれの「指導要録上の出席扱い」をまとめたもの。
- ※4 児童生徒理解・教育支援シート：学級担任や養護教諭、スクールソーシャルワーカー等が連携し情報を共有するとともに、児童生徒や保護者との話し合いを通じて一人一人に応じた支援策をとりまとめたシート。


■具体的な取組


1 魅力ある学校づくりと不登校児童生徒への支援の充実

- (1) 魅力あるよりよい学校づくりの推進
 - ・子どもたちが自己存在感や充実感を感じ、自ら進んで考え決定できる教育活動の推進
 - ・学ぶ意欲を高め、成長を実感できる学習指導の工夫改善及び指導体制の構築
 - ・教職員がいじめや暴力行為に毅然と向き合い、安心・安全な環境を整え、学校や学級で安心して過ごせる「居場所づくり」の推進
 - ・子どもたちが主体となり、意図的、計画的に互いの良さを認め合える「絆づくり」の推進
- (2) 不登校の子どもを支援する体制の強化
 - ・家庭、関係機関との連携による「児童生徒理解・支援シート※4」の作成と継続的な支援の推進
 - ・予兆への対応を含めた初期段階からの教育相談の実施等による早期対応の徹底
 - ・学校へのスクールカウンセラー派遣やスクールソーシャルワーカーによる支援体制を拡充するとともに、対面でのカウンセリング等の機会の充実や、教員と連携を強化できる体制を整備
 - ・子ども専用「悩みごと相談メール・電話」への相談、ICTを活用した相談窓口の利用促進
 - ・不登校対策モデル校への不登校対策支援員の配置

2 学校、家庭、地域が連携・協働した不登校対策の推進

- (1) 多様で適切な教育機会の確保
 - ・すくらむ苫小牧トータルサポートプランに基づく教育支援センター等の関係機関との連携による取組の拡充
 - ・教育委員会・学校とフリースクール等の民間施設との連携によるきめ細かな支援の推進
 - ・不登校の子どもたちへの支援に向けた児童生徒理解の深化を図る教員研修の充実
- (2) ICTを活用した適切な支援の促進
 - ・学校と家庭を結んだオンライン授業や学習教材の提供など、個に応じた学習機会の確保
 - ・1人1台端末を活用し、教員やスクールカウンセラーによるオンラインでのカウンセリングなど、個に応じた教育相談機会の確保

 オンライン授業など学習機会の確保

 オンラインカウンセリングなど教育相談機会の確保

ICT活用の推進

■推進指標

指 標		R 4	目標値
「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒の割合 (%)	小学校	81.0	85.0
	中学校	75.9	85.0
「不登校児童生徒」数 (人) (R3 年度)	小学校	137	120
	中学校	267	240
30 日以上長期欠席児童生徒において関係機関等からの支援を受けている割合 (%) (R4.9 月末)	小学校	75.7	80.0
	中学校	56.4	80.0
不登校児童生徒のうち教育支援センター (適応指導教室) やフリースクール等において相談・指導や支援を受けた児童生徒の割合 (%) (R4.9 月末)	小学校	1.2	30.0
	中学校	6.5	30.0
不登校の子どもに対し、オンラインによる学習指導や教育相談を実施している学校の割合 (%)	小学校	0	100
	中学校	0	100

施策8

学校と地域の連携・協働の推進

■現状と課題

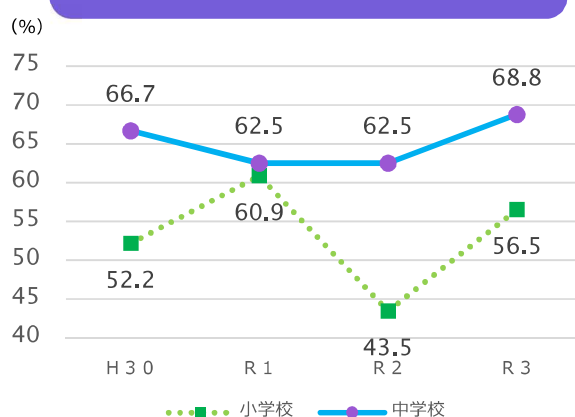
家族形態の変化やライフスタイルの多様化といった様々な要因に加え、コロナ感染症の影響で地域活動が縮小されるなど、地域における支え合いやつながりは弱まっています。

また、子どもたちを取り巻く状況は複雑化、多様化し、学校だけでは解決が難しい課題も生じています。

これらの課題の解決策の一つとして、先行実施している勇払地区、清水・開成地区のコミュニティ・スクール※1の実践を参考に、令和5年度から全中学校区にコミュニティ・スクールを導入し、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を

推進するなかで、全ての子どもたちが、身近な地域を知り、地域の一員として主体的に活動できる環境とそれを支える体制を整えます。

地域の人材や施設を活用し、地域の自然・文化・歴史等を理解する体験活動の実施状況（全学年で実施した割合）



【出典】令和4年度 全国学力・学習状況調査

■今後の方向性・ねらい

- 1 学校と家庭、地域が一体となってそれぞれの役割を主体的に取り組み、連携、協働により地域社会全体で子どもたちを育む体制づくりを推進します。
- 2 各地域の実情に応じた教育活動をコミュニティ・スクールで実践し、地域の多様な人材の参画・協働の機会を創出するとともに、相互理解と信頼関係のもと未来を担う子どもたちの豊かな成長を支え、誇りを持って社会の発展に貢献していく人材を育てます。
- 3 地域社会や行政、学校外の関係機関等との連携により、多様な教育ニーズに対応した学習活動や体験的な学習活動を充実します。

コミュニティ・スクールでの実践例



小中合同ゴミ拾い



伝統芸能継承活動



町内会夏祭り



地域合同防災訓練

■具体的な取組

1 家庭、地域の教育力を活かした学校づくり

- (1) 家庭教育力を高める啓発と協働
 - ・家庭教育情報誌『ほーむ&すくーる』や保護者向け一斉情報配信システムを活用した情報発信
 - ・苫小牧市PTA連合会等と連携した子育てや教育について考える機会の拡充
- (2) 地域とともにある学校づくりのための推進体制の構築
 - ・コミュニティ・スクールの事例収集・提供など会議運営や地域の教育活動の推進への支援
 - ・通学路交通安全プログラムの実施や「地域の見守隊」との連携など安全対策の徹底

2 社会との連携・協働による教育課程の構築

- (1) 主体的に地域に関わる児童生徒の育成
 - ・地域社会や学校外の関係機関等との連携による、総合的な学習の時間等を活用した学習活動の充実（SDGs、ふるさと教育、環境教育、防災教育など）
 - ・地域の人材などを活用した効果的な授業や教材の開発（消費者教育、金融教育、性教育など）
- (2) 多様な学習ニーズに対応した連携・協働体制づくり
 - ・地域の自然環境や人材などの教育資源を活用した特色ある教育の支援
 - ・地域、企業と連携した体験的学習の推進
- (3) 部活動の地域移行への協議
 - ・地域人材の活用や組織・団体との連携による生徒の活動支援
 - ・部活動の在り方検討委員会による組織体制整備等の検討



学校・地域の教育活動に関するオンライン上の資料の充実



オンラインでも参加できる研修会・出前授業の実施促進

ICT活用の推進

■推進指標

指 標	R 4	目標値	
保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営等の活動に、「参加してくれる」と回答した学校の割合（％）	68	85	
コミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、上記の指標にあるような、保護者や地域の人との協働による活動を行なったと回答した学校の割合（％）	47	85	
地域や社会をよくするために何をすべきかを「考えることがある」と回答した児童生徒の割合（％）	43	60	
地域の人材や施設を活用し、地域の自然・文化・歴史等を理解する体験活動の実施（全学年で実施した割合 ⅴ）	小学校	56.5	85
	中学校	68.8	85
指導計画の作成に当たり、「教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部資源を含めて活用しながら作成している」と回答した学校の割合（％）	小学校	100	100
	中学校	86.7	100

語句解説

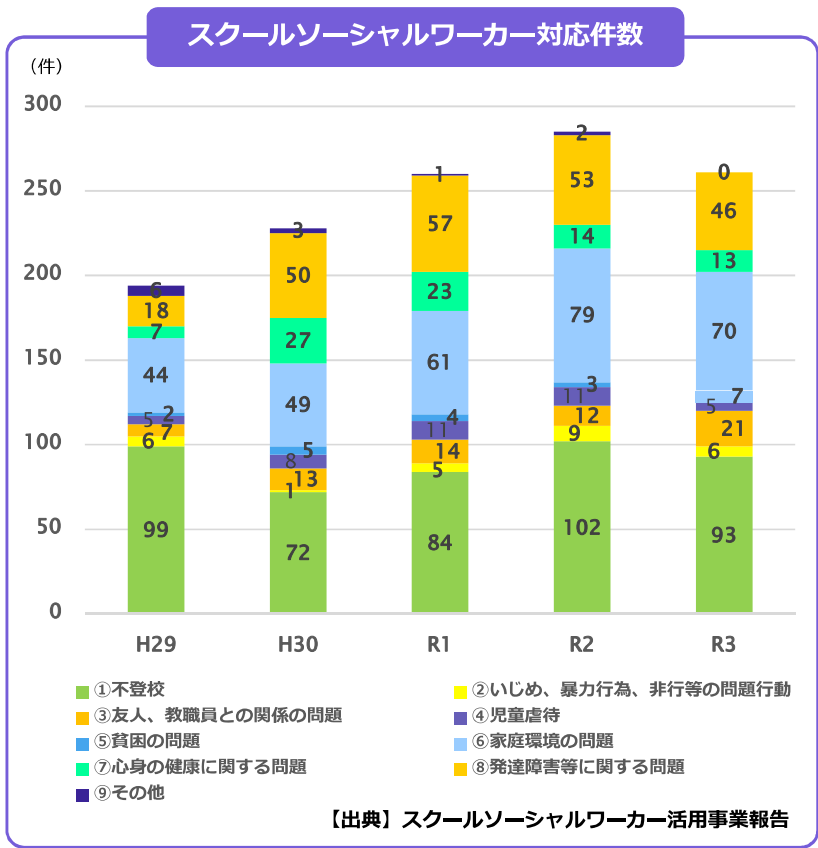
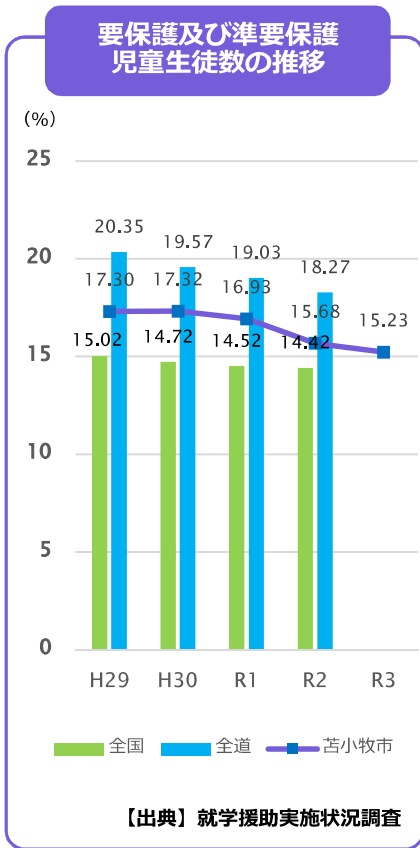
※1 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）：地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、一定の権限と責任を持って、学校運営の基本方針の承認や、教育活動について意見を述べることができる制度。

施策 9 学びのセーフティネットの構築

■現状と課題

先行き不透明で価値観が多様化する現代社会においては、家庭環境が多様化するとともに、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的な生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加しています。

家庭教育を行う上で、経済的な支援や様々な不安を和らげる相談体制の強化が課題として指摘されており、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進する必要があります。



■今後の方向性・ねらい

- 1 経済的理由や家庭の事情等により就学の機会が損なわれることがないように、支援を必要とする全ての児童生徒や保護者に対する就学支援に関する制度の活用を推進します。
- 2 学校においてヤングケアラー※1等、困り感のある児童生徒の早期発見・早期対応ができる体制を構築できるよう、教職員への研修の充実に努めます。
- 3 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を通じて、地域において、学校と福祉、介護、医療等の関係機関が連携したきめ細かな支援体制の充実に図ります。

■具体的な取組

1 多様な学習機会の提供や就学支援の充実

- (1) 学びの機会の保障
 - ・教育支援センター（適応指導教室）の拡充や札幌市との協定締結による夜間中学校への通学支援、市立病院内学級への指導員配置など多様な学びの機会を確保
 - ・ICTを活用した不登校児童生徒への支援
 - ・多文化共生社会に向けて、関係機関と連携した外国人児童生徒への支援
- (2) 就学に係る支援の推進
 - ・経済的支援を必要とする家庭に学用品費や給食費の援助のほか、卒業アルバム、英検受験費用を追加するなど就学援助制度を充実
 - ・多子世帯への給食費無償化※2の継続
 - ・安心した学校生活を送るため、学校トイレに生理用品の配備を促進

2 関係機関との連携による相談機能の拡充

- (1) 困り感のある児童生徒の状況に応じた支援体制の充実
 - ・電話、メール、SNS相談事業において、相談を受け付けていることなどについての周知
 - ・学級担任・養護教諭などの学校職員やスクールカウンセラーによる日常的な相談体制の充実
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの派遣を拡充するとともに生活支援や福祉制度につなぐ支援の実施
 - ・支援についての理解の深化を図る教員研修の充実



デジタル教材の活用などによる教材費の削減



通信環境の整わない家庭等へのモバイルルータの貸し出し

ICT活用の推進

■推進指標

指 標	R 4	目標値
教材費等保護者負担の軽減に取り組んだ学校（校）		
スクールカウンセラー（SC）配置校数（校）	30	38
スクールソーシャルワーカー（SSW）の相談員数（人）	8	10
ヤングケアラーに関する教員研修を受講した学校の割合（%）	100	100

語句解説

※1 ヤングケアラー：高齢、障がい、又は疾病等により援助を必要とする親族等の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する18歳未満の者。

※2 多子世帯への給食費無償化：小中学校に在籍の児童生徒のうち3人目以降の子を対象に無償化

施策10 教育環境・学校施設・設備の充実

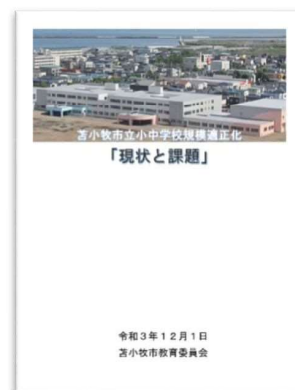
■現状と課題

学校施設整備計画に基づき、老朽化した校舎の改修・改築を行うとともに、最優先であった学校の耐震化を完了するなど子どもたちの安全安心のために学校施設の整備を進めてきました。

また、学校の規模適正化については、令和3年度に、望ましい教育環境をそれぞれの地域とともに考えていくものとした、苫小牧市立小中学校規模適正化「現状と課題」を策定しました。

今後も子どもたちが安全で安心して学べる場としての環境整備や障がいのある子どもたちへの対応のほか、防災など地域の活動拠点として広く学校の活用が求められます。

教育環境の整備については、多くの教職員が長時間勤務となっている状況を踏まえ、子供と向き合う時間の確保など業務に専念できる環境の整備や各学校への人的支援など積極的な対策が必要となります。



苫小牧市立小中学校規模適正化「現状と課題」(令和3年12月)

■今後の方向性・ねらい

- 1 ZEB※1化や太陽光発電設備の設置など、ゼロカーボンシティ※2を目指す本市の取組やコロナ感染症への対応の継続、障がいのある児童生徒への合理的配慮やバリアフリー化※3の推進など学校施設の整備とともに、学校規模や地域の実情に合わせた望ましい教育環境を地域とともに考えていきます。
- 2 学校における働き方改革を促進し、教職員が子どもたちとしっかりと向き合い、さらにやりがいを感じられる環境づくりを推進します。

■具体的な取組

1 学校規模や地域の実情に応じた望ましい教育環境の整備

- (1) 苫小牧市学校施設整備計画に基づく取組の推進
 - ① 樽前小学校の改築
 - ② 大成小学校の改築
- (2) 苫小牧市立小中学校規模適正化「現状と課題」に基づく取組の推進
 - ① 義務教育学校(植苗小中学校)の設置とその検証
 - ② 勇払地区における学校の在り方について地域協議を実施
 - ③ 凌雲中学校の小規模化に伴う地域協議を実施
 - ④ 清水・開成地区の地域協議を実施



樽前小学校の改築後の新校舎予想図

2 環境、健康、福祉に配慮した地域拠点としての施設の整備

(1) ゼロカーボンシティに向けた学校施設の整備

学校施設の増改築等において、建物でのエネルギー消費量を大きく減らすことができるZEBを推進していく。またPPA※4事業を導入し、各学校施設に太陽光パネルの設置を進めます。

(2) コロナ感染症に対応する環境整備

公務補、事務補など市費負担職員の配置のほか、教育業務支援員や学習指導員の配置などにより、教職員の負担を軽減しつつ感染防止を徹底します。

(3) バリアフリー化の推進

障がいのある児童生徒等に対する学習環境の保障はもとより、災害時の避難所としての役割を果たすことから、方針を定め計画的なバリアフリー化を進めます。



ICT支援員の拡充により技術的なサポートを実施



通信環境の増強により、授業などでのストレスがない環境を提供

ICT活用の推進

3 働き方改革の推進

(1) 人的支援など時間外勤務時間縮減に向けた学校運営体制の充実

(2) 部活動指導員の配置拡大

(3) 通信環境の増強、校務用PCの更新により校務の効率化や事務作業に要する時間を削減

(4) 教員の魅力を発信し、なり手不足を解消するインターンシップの受入の拡大

■推進指標

指 標	R 4	目標値
バリアフリー化している学校の割合 (%)	42.1	55.3
時間外在校時間が1か月45時間以内となる教育職員の割合 (%)	79.4	85
インターンシップ受入校 (校)	22	38
部活動指導員の派遣数と派遣学校数 (人)	7人	14人

語句解説

※1 ZEB(ゼブ) : Net Zero Energy Building の略称

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

※2 ゼロカーボンシティ : 2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨を公表した地方自治体。本市は令和3年(2021年)に「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言。

※3 バリアフリー : 高齢者・障がい者等が生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。

※4 PPA : Power Purchase Agreement(電力販売契約)の略称。施設所有者が提供する屋根などのスペースに太陽光発電設備の所有、管理を行う会社(PPA事業者)が設置した太陽発電システムで電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。